



湯 監 第 73 号

平成 22 年 11 月 10 日

湯浅町長 上山 章善 様

湯浅町監査委員 上田 榮一

湯浅町監査委員 由良 祥治



平成 22 年度財政援助団体監査結果について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

第1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、町が補助金交付の財政援助を行っている団体等に対して、財政援助に係る事業が、法令及び目的に沿って適正に執行されているか監査を実施する

第2 監査の範囲等

1 監査の範囲

平成20年度、平成21年度

2 監査した団体等

(1)財政援助団体

社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会

(2)対象団体の担当課

健康福祉課

3 監査実施期間

平成22年9月24日(金)と10月15日(金)の2日間

4 監査場所

監査委員室及び社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会

5 監査方法

事前に提出された審査書類を9月24日(金)に予備審査を行い、10月15日(金)に関係者等から聴取を行い審査した。

第3 監査対象の概要

1 事業の内容

(1)事業の概要

社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づき、老人大学や老人体育祭、ボランティア推進など地域福祉事業等を行う一方、介護保険事業を運営する事業所でもある。

今回の監査は、地域福祉事業等行う社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会へ交付している補助金について監査を実施した。

(2)補助金の補助金交付額

平成20年度 32,432,000円

平成21年度 32,500,000円

第4 監査結果

監査結果について、出納関係帳票の整備及び記帳、補助金等にかかる収支の会計処理、会計処理の責任体制などは適正であるが、一部不適切なところがあり、改善、検討の必要があると認められたので次のとおり指摘する。

1 健康福祉課

(1)補助金交付にかかる規則等の整備

社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会に対する補助金の交付について、湯浅町補助金等交付規則に基づいて支出しているが、本来、社会福祉法人に対する補助金交付は、社会福祉法第58条第1項の規定により条例、規則を定めて補助金を交付すべきである。社会福祉法第58条第1項の規定による条例は整備されているが、それに伴う規則、要綱が整備されていないので適正な措置を講じられたい。また補助金を交付する団体に対しては、補助金交付にかかる事務手続きなどを十分に指導されたい。

2 社会福祉法人 湯浅町社会福祉協議会

(1)補助金の交付申請について

補助金の交付申請に添付する事業計画書について、事業内容は明確であるが事業ごとの事業費が分かりづらいので改善を図られたい。また補助金申請等にかかる事務手続きについては、健康福祉課と十分に協議されたい。

(2)地域福祉事業について

地域福祉事業については、町と社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会が共同で進めて行かなければならないと認識している。今後、湯浅町の地域福祉についての将来的なビジョンについて町担当課である健康福祉課と十分に連携を図り、具体的な事業計画などの検討を要望する。また費用負担の在り方についても併せて検討を要望する。

第5 まとめ

平成22年度より地方自治法第199条の規定に基づく財政援助団体等監査を実施することを決定しました。本監査を実施するにあたって、補助金の原資は町民の納めていただいた貴重な税金であり、法令等に

基づき適正に執行されているかなどを念頭におき、町民の信頼にこたえ、コンプライアンスの向上に貢献することを目指して予算の執行や財産管理等について、合理性、正確性、安全性の観点を基本とし監査を行いました。

初年度は、社会福祉法人湯浅町社会福祉協議会と健康福祉課を対象に実施し、今後は毎年1団体程度を選定し監査を実施していく予定であります。

また、町の財政状況が厳しさを増し、平成18年度より赤字決算となっております。このような状況のなか、効率的かつ効果的に予算を執行していくことが大切であると考えています。財政援助団体等におかれましては、十分に理解されておりますが再度認識していただきますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、今回の監査結果を活用して、指摘された課や団体等だけの話でなく、各課及び各団体等における共通の認識と捉えて、今後の事務改善等に取り組まれることを要望いたします。